

# 「令和3年度 第1回虐待防止・身体拘束の適正化委員会」

日時：令和3年5月26日

場所：シンつるみにて

参加者：代表理事・理事・各事業所管理者・各事業所児童発達支援管理責任者

配布資料：①令和3年度障害福祉サービス等報酬改定概要、目次

②上記①の14・15ページ

③HAP身体拘束廃止に関する指針（シンつるみ管理者作成分：他事業所）

会議の目的：①令和3年度の報酬改定で新たに義務化への対応（報酬改定は3年ごと）

②委員会の開催日程・責任者と各事業所の担当の決定

1. 今日の会議の目的と配布資料の確認をし、情報共有

## 【決定事項】

①委員会年3回（5月）（9月：担当つるみ・シンつるみ）（1月：担当ふじみ）

②委員構成 代表：代表理事、メンバー：各事業所（児発管、管理者）

③担当の役割-資料用意・会議進行・議事録作成（社員ページアップ）

（外部への周知は、HAPのホームページにて行う。担当：ホームページ担当）

④虐待防止の中に身体拘束の適正化も含まれているので、会議は両方を話し合う

## 2-1.虐待防止について

・今年度努力義務→来年4月から義務化

資料①P14

第2-1-(7) 障害者虐待防止の更なる推進を全員で確認「現行」	「見直し後」
① 従業者への研修義務（努力義務）	→①（義務化）
② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）	→②追加で委員会での結果を従業者に周知徹底(義務化)
	→③虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

## 2-2.身体拘束の適正化について

・今年度努力義務→来年4月～義務化

資料①P14

<p>第2-1-(8) 身体拘束等の適正化を全員で確認「現行」</p> <p>身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p>	<p>「見直し後」</p> <p>① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること</p> <p>③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること</p> <p>④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること</p>
---	---

### 【記録について】

現在HAPでは、毎月の日誌にてその日に（身体拘束あり・なし）の記載のみである。

どのような形で記録をとっていくか、またその報告の仕方も今後検討していく。

また、支援計画の記入も新しい項目を設けるのか？「気を付けること」の欄に記載するのか？検討する。

### 【虐待防止、身体拘束の適正化研修について】

・年2回・外部研修の報告会も1回とする

（良い研修はないか？各自アンテナを張っておく）

・内部研修は、9月や1月の委員会と同じ日に時間を分けてもよい

4. 今後について、次回の日程・担当について

・社員ミーティング（月1回開催）、その中で虐待防止、身体拘束の適正化委員の項目の時間も設ける。対象の児童・生徒がいた場合は検討する。

・各事業所にて検討すること

対象の児童・生徒、支援計画に書くべき文言